

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性						
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
1	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町小山東町 JR園部駅西口交差点	JR園部駅西口交差点南詰に横断歩道の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 (受付番号2)
2	交通安全施設	最高速度規制(40km/h)	南丹市八木町本郷地内府道長谷八木線	府道長谷八木線に最高速度(40km/h)の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	○		実施しない		南丹署管内 (受付番号31)
3	交通安全施設	一時停止	南丹市園部町仁江木畑35番地先交差点	府道園部能勢線と市道仁江元府道線との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	×		実施しない		南丹署管内 (受付番号50)
4	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町仁江乙満畑25番地先交差点	府道園部能勢線と市道坂田線との交差点北詰に横断歩道の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○		実施		南丹署管内 (受付番号51)
5	交通安全施設	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	亀岡市蔦田野町地内国道372号(奥条から佐伯浦亦)	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	○		実施しない		亀岡署管内 (受付番号54)
6	交通安全施設	横断歩道	亀岡市北河原町1丁目6番地8先	横断歩道設置の要望	無	○		○	○	○	×	○	×		実施しない		亀岡署管内 (受付番号55)
7	交通安全施設	横断歩道	亀岡市勝林島小坂1番地先	横断歩道設置の要望	無	○		○	○	○	×	○	○		実施しない		亀岡署管内 (受付番号76)
8	交通安全施設	一時停止	亀岡市千代川町高野林西田25番地25先	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	○	○	○		実施		亀岡署管内 (受付番号78)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 （欄外：対象番号を記入）	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
9	交通安全施設	一時停止	南丹市八木町諸畑西コウ50番地先交差点	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		南丹署管内 （受付番号79）
10	交通安全施設	最高速度	亀岡市篠町地内市道西川線（府道王子並川線から市道野条線）	最高速度40km/h規制の要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		亀岡署管内 （受付番号135）
11	交通安全施設	最高速度	亀岡市東つじヶ丘曙台3丁目市道広田平松線（市道つじヶ丘線から市道つじヶ丘117号線）	最高速度30km/h規制の要望	無	×	⑤							実施		亀岡署管内 （受付番号137）
12	交通安全施設	一時停止	亀岡市大井町小金岐2丁目10番地2先	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施しない		亀岡署管内 （受付番号138）
13	交通安全施設	横断歩道	亀岡市曾我部町春日部五蔵通8番地先	横断歩道設置の要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施しない		亀岡署管内 （受付番号139）
14	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町竹井伊ノ谷1番地先交差点	府道園部能勢線と市道竹井地蔵橋線との交差点に横断歩道の規制要望	無	○		○	○	○	×	○	×	実施しない		南丹署管内 （受付番号141）
15	交通安全施設	横断歩道	南丹市八木町西田国道477号八木大橋交差点東詰	府道側の歩道から横断し国道を利用して小学校・中学校に通学するために横断歩道の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		南丹署管内 （受付番号144）
16	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町竹井河原5番地の1先府道園部能勢線	府道園部能勢線の竹井公民館前に横断歩道の規制要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 （受付番号145）

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果					技術審査結果	審査委員会意見等	備考	
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性	地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性				他の管理者等との調整の難易
17	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町栄町3号18番地の1先交差点	市道横田小山東線と市道小椋淇陽学校線との交差点に横断歩道の規制要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 (受付番号148)
18	交通安全施設	横断歩道	南丹市園部町若森水8番地先交差点	市道殿谷若森線と市道向所線との交差点に横断歩道の規制要望	無	○	○	○	○	×	×	○	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号149)
19	交通安全施設	最高速度(40km/h)車両通行禁止	南丹市園部町若森地内 市道殿谷若森線	市道殿谷若森線に最高速度(40km/h)、車両通行禁止の規制要望	無	○	○	○	○	×	×	○	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号150)
20	交通安全施設	横断歩道	南丹市美山町小淵シロ子谷33番地の1先交差点	府道綾部宮島線と市道小椋淇陽学校線との交差点に横断歩道の規制要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 (受付番号158)
21	交通安全施設	一時停止	亀岡市大井町土田2丁目6番地4先	一時停止規制の要望	無	○	○	○	○	○	○	○	○	実施		亀岡署管内 (受付番号208)
22	交通安全施設	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止	亀岡市千代川町北ノ庄地内府道宮前千歳線(市道北ノ庄線から市道上条市場線)	追越しのための右側部分はみ出し通行禁止規制の要望	無	○	○	○	○	×	○	○	○	実施しない		亀岡署管内 (受付番号209)
23	交通安全施設	横断歩道	南丹市八木町大藪小満15番地先交差点	市道八木環状線と市道南広瀬船場支線及び市道大藪中央線との交差点に横断歩道の規制要望	無	○	○	○	○	×	×	×	○	実施しない		南丹署管内 (受付番号222)
24	交通安全施設	一時停止	亀岡市旭町美濃田地内 市道川東線市道才慶年角線交差点	一時停止規制の要望	無	○	○	○	○	×	×	○	○	実施しない		亀岡署管内 (受付番号258)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外：対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
25	交通安全施設	一時停止	亀岡市旭町美濃田 地内 市道川東線 市道山ノ神才慶線 及び私道路交差点	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号259)
26	交通安全施設	一時停止	亀岡市旭町美濃田 地内 国道477号市 道才慶年角線交差 点	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号260)
27	交通安全施設	一時停止	亀岡市旭町美濃田 地内 国道477号市 道山ノ神才慶線交 差点	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号261)
28	交通安全施設	一時停止	亀岡市篠町下垣内 77番地3先	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号262)
29	交通安全施設	一時停止	亀岡市篠町下垣内 77番地3先	一時停止規制の要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号263)
30	交通安全施設	横断歩道	亀岡市篠田野町鹿 谷中村14番地1先	横断歩道設置の要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		亀岡署管内 (受付番号265)
31	交通安全施設	ゾーン30	船井郡京丹波町本 庄	ゾーン30規制要望	無	○		○	○	○	×	○	○	実施 しない		南丹署管内 (受付番号266)
32	交通安全施設	通行禁止（大型車 両）	船井郡京丹波町実 勢地内 町道須知 実勢線	町道須知実勢線に大型車 両通行禁止の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	○	実施 しない		南丹署管内 (受付番号269)

◆【第1段階チェック：対象とならない工事】

- ①国や市町村が管理する施設に関する工事
- ②利便性向上や環境整備に関する工事
- ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
- ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事

☆《他事業での実施》

- ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事

◆【第2段階チェック：技術審査】

- 6項目について○、×の評価を記入

府民公募型安心・安全整備事業（府民提案型）技術審査一覧【南丹地域】

受付番号	提案施設			提案概要	用地買収の有無	工事の仕分け等（第1段階チェック）		技術審査（第2段階チェック）結果						技術審査結果	審査委員会意見等	備考
	種別	名称	所在地			対象	→対象工事とならない理由 (欄外:対象番号を記入)	公共事業としての必要性、地域づくりとの整合性		技術上の適合性	速効性					
								公共事業としての必要性	地域づくり等との整合性		地域要望等との整合性	関係法令、構造基準等との適合性	早期対応の必要性			
33	交通安全施設	一時停止	船井郡京丹波町実勢中道28番地の1先交差点	町道実勢上ノ谷線と町道実勢南線との交差点に一時停止の規制要望	無	○		○	○	○	×	×	×	実施しない		南丹署管内 (受付番号270)
34	交通安全施設	道路標識	亀岡市内丸町内丸町会議所前市道内丸西町線	道路標識の増設または移設の要望	無	×	⑤							実施		亀岡署管内 (受付番号132)
35	交通安全施設	道路標示	船井郡京丹波町水戸町20番地から南丹市園部町上木崎町四辻5-2 国道9号	道路標示（「追い越しのための右側部分はみ出し通行禁止」）の補修要望	無	○		○	○	○	○	○	○	実施		南丹署管内 (受付番号296)

- ◆【第1段階チェック：対象とならない工事】
 - ①国や市町村が管理する施設に関する工事
 - ②利便性向上や環境整備に関する工事
 - ③特定の個人や団体等の利益に限られる工事
 - ④道路バイパス工事や河川整備工事など相当の事業期間を要する大規模な工事、建物の新築・大規模な改築工事
- ☆《他事業での実施》
 - ⑤他の事業で既に着手している又は計画区間等に含まれている工事
- ◆【第2段階チェック：技術審査】
 - 6項目について○、×の評価を記入